

浄化槽 いつものために まさかのために 10月1日は浄化槽の日

下水道とともに、私たちの暮らしから出る汚れた水を浄化することで地域の水環境を守っている浄化槽。浄化槽の設置・管理などについて定めている浄化槽法が昭和60年10月1日に施行されたことを記念し、毎年10月1日を「浄化槽の日」としています。

浄化槽の設置を検討している方、すでに浄化槽をお使いの方へ大切なお知らせです。



■浄化槽の設置

浄化槽を設置する場合は、必ず「浄化槽設置届出書(通知書)」を提出してください。

■浄化槽の設置補助

市では、公共下水道が整備される見込みのない地域などで浄化槽を設置する方に対して、設置費用の一部を補助(予算上限あり)しています。補助金を受けるには、対象地域や建物用途などの補助要件があります。設置を検討している方は、設置工事前に必ず下水道課へ相談ください。

補助金額	
5人槽相当	33万2千円/基
7人槽相当	41万4千円/基
10人槽相当	54万8千円/基

■浄化槽の維持管理

浄化槽は維持管理を怠ったり使い方を間違ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭が発生します。次の3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

①保守点検 ②清掃 ③水質に関する検査(法定検査)

※3つの義務を個々に契約するわずらわしさがなく、かつ料金も割引される「らくらく一括契約(らくらく協議会・☎058-276-0306)」も利用ください。

■浄化槽を廃止、撤去するとき

建物解体などで浄化槽を廃止・撤去するときは、必ず許可業者による最終清掃(定期清掃ではありません)を実施した後に浄化槽を撤去し、浄化槽使用廃止届出書を提出してください。最終清掃をしないで汚泥などを地下浸透させたり河川などへ放棄したりした場合、不法投棄による処罰の対象となります。

■単独処理浄化槽をお使いの方へ

トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂などの生活雑排水は処理しないため、原則として新設が禁止され、現在は、合併処理浄化槽などへの転換に努めていく時期にあります。単独処理浄化槽をお使いの方は、お風呂、トイレ、台所などの水回りのリフォームの際には、生活雑排水の浄化処理も検討ください。

☎ 下水道課(内線117)

出張キャリア☆ナビ

～なりたい自分の実現を応援します～

自分のこと、キャリアのことを後回しにしていませんか。再就職や継続雇用、キャリアアップに向けたプチ講座や交流会を通じて、なりたい自分を目指しましょう。お子さん連れも大歓迎。ぜひ参加ください。

日時 10月26日(木) 午前10時～11時
場所 西部子育て支援センター(☎☎6661)
内容 プチ講座、交流会
講師 酒井里佳さん(県女性の活躍支援センター)

☎ まちづくり推進課(内線186)

あなたはどのタイプ？

～生活シーンから考える適職診断～

自分のタイプを知り、仕事の可能性を広げましょう。キャリアを振り返り、今後のプランに役立てることもできます。

